

福岡市内においてテントやトレーラーハウス等で 公衆浴場営業許可の取得を検討している方へ

1 はじめに

- ・ 公衆浴場営業許可にあたっては、テントやトレーラーハウス等が建築基準法の「建築物」に該当するかどうかの確認が必要です。
- ・ 下記の窓口に必要な資料を持参の上、ご確認ください。

2 テント工作物とトレーラーハウス

(1) テント工作物

一時的な使用を目的としたテントは建築物として扱われません
(1 営業日ごとにテントの撤去・移転を行う場合など)。

(2) トレーラーハウス

適法に公道を移動でき、随時かつ任意に移動することができるものは建築物として扱われません (配線や配管を簡易に脱着できる・移動に支障となるベランダや柵などが無いなど)。

3 必要書類

- ・ 平面図
- ・ 立面図
- ・ 周辺の見取り図
- ・ テントやトレーラーハウス等の概要がわかる書類

4 窓口

住宅都市局 建築指導部 建築審査課

※窓口へは午前中 (9:15~12:00) お願いします。

※ご相談については、内容により書類や資料をお預かりし、後日回答する場合があります。

〔 中央区天神 1 丁目 8 - 1 (行政棟 4 階) 〕

TEL 092-711-4577 (設置場所：東区・博多区・南区)

TEL 092-711-4774 (設置場所：中央区・城南区・早良区・西区)